

財務省告示第四百七号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第四十三条の規定に基づき、平
 成十七年十月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記

利付国庫債券（十年）（第二百

二 発行の根拠

平成十七年度における財政運営

の法律及びその

関係する法律（平成十七年法律第

十号）第二条第一項及び財政

融資資金特別会計法（昭和二十

六年法律第一百零一號）第十一

三 振替法の適

用を替法とす。その振替

成を替法とす。その振替

社債等の振替に関する法律（平

成を替法とす。その振替

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

国債の募集の取扱及び引受け

を目的として組織される団体と

の間、国債の募集の取扱い及び

の間に国債の募集の取扱い及び

引受けに関する契約を締結する

方法による発行

額面金額で一兆九千億円

うち、平成十七年度における財

政運営のため法律第二十一条特

例等に関する法律第二十一条特

の規定に基づき発行する利付国

債に規定に基づき発行する利付国

五 発行額

四 発行方法

三 振替法の適

二 発行の根拠

一 名称及び記

六 払込金額
七 最低額面金
八 振替単位
九 発行の日
十 利率
十一 経過利子
十二 払込み

四十三億九千九百七十八
五万、財政資金特別会計
法第十一条第一項の規定に基
き、発行する利付国債につ
き、額面金額で四千六百億三
千二百九十五万九千七百三十
一万五千円

振替法の規定による振替口座簿
の記載又は記録は、最低額面金
の整数倍の金額によるものと
す。平成十七年十月二十日
平成一七年十月二十日
額面金額百円につき百円二十一
銭
年一・五パーセント
(-) 額に国債募集引受団は、払込金
額に「加え、次の算式により算
出した金額を第十九号の規定
する期間に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{30}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に
係る所得税が源泉徴収される
ものとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
については、前記(一)の算式よ
り算出した金額から当該金額

